

民法の一部を改正する法律（案）

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七百三十三条第一項中「六箇月」を「起算して百日」に改め、同条第二項中「前から懐胎していた場合には」を「日以後に出産したときは」に改める。

第七百四十六条中「六箇月」を「起算して百日」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
- 2 この法律による改正後の民法の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の民法の規定により生じた効力を妨げない。

理由

女性にとっての婚姻の自由の拡大に資するため、再婚禁止期間を六箇月から百日に短縮する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。